

無害化処理認定施設等の処理対象となる PCB 廃棄物の拡大に係る 関係法令等の改正案の概要

令和元年 10 月

1. 改正の背景

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 28 年 7 月 26 日変更。以下「基本計画」という。）等に基づいて、その処理が推進されているところである。

現在、高濃度 PCB 廃棄物のうち塗膜、感圧複写紙、汚泥等の汚染物（PCB 濃度が 5,000mg/kg を超えるもの）については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の北海道 PCB 処理事業所及び北九州 PCB 処理事業所のプラズマ熔融分解により処理が行われている。

また、PCB 濃度が 5,000mg/kg 以下の汚染物については、過去の実証試験の結果を受けて、平成 25 年以降、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき環境大臣の認定した事業者（以下「無害化処理認定事業者」という。）等により、これまで安全かつ円滑に処理が行われてきており、焼却処理の実績が蓄積されてきている。

一方、現在、PCB 含有塗膜の調査を進めているため、今後、処理対象の塗膜の量が増加する可能性があること、また、最近になって、PCB を使用した感圧複写紙や汚泥の存在が新たに発覚した事例があることが課題になっている。こうした PCB 汚染物には PCB 濃度が 5,000mg/kg から 100,000mg/kg 程度のものも含まれるが、これまでの実証試験で用いた試料は 5,000mg/kg 程度までのものであった。そこで、こうした PCB 汚染物の処理体制の構築に向けて、無害化処理認定事業者において処理を行うことについて、実証試験を実施したところである。

上記を踏まえ、PCB 廃棄物の処理をさらに促進するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部変更、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正等を行うこととしている。

2. 改正案の概要

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の一部変更

PCB 汚染物等の処理方策を拡大するための事項として、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更案について」の内容を追記・修正する。

(2) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正

第4条第1項に規定する高濃度 PCB 廃棄物の基準及び第7条第1項に規定する高濃度 PCB 使用製品の基準について、PCB 汚染物等に係る数値を変更する。具体的には以下のとおりとする。

【高濃度 PCB 廃棄物の基準となる数値】

一 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずその他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ物が廃棄物となったもの	当該廃棄物のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき <u>十万ミリグラム</u>
<u>二 廃プラスチック類のうち、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの</u>	<u>当該廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム</u>
<u>三 金属くず、ガラスくず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された物が廃棄物となったもの</u>	当該廃棄物に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

【高濃度 PCB 使用製品の基準となる数値】

一 紙、木又は繊維その他ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ製品	当該製品のうちポリ塩化ビフェニルを含む部分一キログラムにつき <u>十万ミリグラム</u>
<u>二 プラスチックにポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品</u>	<u>当該製品一キログラムにつき十万ミリグラム</u>
<u>三 金属、ガラス又は陶磁器その他ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された製品</u>	当該製品に付着し、又は封入された物一キログラムにつき五千ミリグラム

(3) 無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物の一部改正

廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 に基づく無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル汚染物（第 2 号ロ～ニ）を以下のとおりとする。

- ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだ PCB の量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき十萬ミリグラム以下のもの
- ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されている PCB の量が廃プラスチック類一キログラムにつき十萬ミリグラム以下のもの
- ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されている PCB の量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正

産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び同施設の維持管理の技術上の基準について、燃焼ガスに係る温度を 850℃とする焼却施設の処理対象となる産業廃棄物（別紙 1）を別途環境大臣が定めることとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の技術上の基準に係る規定について所要の改正を行う。

【産業廃棄物処理施設の技術上の基準】

- イ 燃焼ガスの温度が 800℃（令第 7 条第 12 号に掲げる施設にあつては、1,100℃（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、850℃））以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
- ロ 燃焼ガスが、800℃（令第 7 条第 12 号に掲げる施設にあつては、1,100℃（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、850℃））以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。

【産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準】

- 一 燃焼室中の燃焼ガスの温度を 800℃（令第 7 条第 12 号に掲げる施設にあつては、1,100℃（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、850℃））以上に保つこと。

- (5) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第四条第二項及び第七条第二項の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部改正

高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品の判断において環境大臣が定める方法において規定する、金属くず等以外の PCB 廃棄物及び PCB 使用製品の判定基準値を変更する。

別表第二（第二号関係）

第一 含有量試験法

- (1) 試薬（略）
- (2) 器具及び装置（略）
- (3) 試験操作（略）
- (4) 判定

(3) で求めた試料当たりの PCB の割合が 100,000mg/kg 超であること。

- (6) 独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部改正及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲から除外するポリ塩化ビフェニル廃棄物を定める件

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 5 号に基づき環境再生保全機構が行うことができるとされている助成金の交付の対象となる PCB 廃棄物の処理に要する費用の範囲から除外する PCB 廃棄物（別紙 2）を定める。

これに伴い、独立行政法人環境再生保全機構に関する省令において PCB 廃棄物の処理に要する費用の範囲に係る規定について所要の改正を行う。

3. 施行日

公布の日

4. 今後の想定スケジュール

- 10 月 31 日～ パブリックコメント（1 ヶ月間）、関係機関への協議
- 11 月下旬～ 改正法令の公布手続、基本計画の改訂手続
- 12 月 改正法令の公布・施行、基本計画閣議決定、
無害化処理認定施設の申請、認定手続開始
- 令和 2 年度～ 認定後、無害化処理施設での処理開始

(別紙1)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の二第五項第一号イ及びロ並びに第十二条の七第五項第一号に規定する環境大臣が定める産業廃棄物」の概要

1. 廃ポリ塩化ビフェニル等

PCB等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第二条の四第五号イに規定する廃PCB等をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げるもの

- イ 電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの(以下「微量PCB汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの
- ロ PCBの濃度が廃PCB等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)

2. ポリ塩化ビフェニル汚染物

PCB汚染物(令第二条の四第五号ロに規定するPCB汚染物をいう。)のうち、次に掲げるもの

- イ 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているPCBの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

3. ポリ塩化ビフェニル処理物

PCB処理物(令第二条の四第五号ハに規定するPCB処理物をいう。)のうち、次に掲げるもの

- イ 第一号又は前号イに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
- ロ 廃油のうち、当該廃油に含まれるPCBの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ハ 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるPCBの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ニ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ホ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているPCBの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ヘ 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているPCBの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ト イからへまでに掲げるもの以外のものであって、当該PCB処理物に含まれるPCBの量がPCB処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

(別紙2)

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の範囲から除外するポリ塩化ビフェニル廃棄物」の概要

1. 廃ポリ塩化ビフェニル等

PCB等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第二条の四第五号イに規定する廃PCB等をいう。以下同じ。)のうち、次に掲げるもの

- イ 電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの(以下「微量PCB汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの
- ロ PCBの濃度が廃PCB等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)

2. ポリ塩化ビフェニル汚染物

PCB汚染物(令第二条の四第五号ロに規定するPCB汚染物をいう。)のうち、次に掲げるもの

- イ 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- ロ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき十万ミリグラム以下のもの
- ハ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が廃プラスチック類一キログラムにつき十万ミリグラム以下のもの
- ニ 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているPCBの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

3. ポリ塩化ビフェニル処理物

PCB処理物(令第二条の四第五号ハに規定するPCB処理物をいう。)のうち、次に掲げるもの

- イ 第一号又は前号イに掲げる廃棄物を処分するために処理したもの
- ロ 廃油のうち、当該廃油に含まれるPCBの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ハ 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるPCBの量が廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ニ 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ホ 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているPCBの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ヘ 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているPCBの量が金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの(イに掲げるものを除く。)
- ト イからへまでに掲げるもの以外のものであって、当該PCB処理物に含まれるPCBの量がPCB処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの